

攻めの農業実践緊急対策実務用Q & A（未定稿）
（未定稿：平成27年1月27日現在）

注 事業の要件、補助率、対象者等については、国の最低限の基準を示すものであり、この範囲内で、本事業の事業実施主体（都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会）が具体的な要件を定めることとなる。

【総論】

- (問 1) 事業を実施する趣旨いかん。
- (問 2) 事業の具体的な仕組みいかん。
- (問 3) 本事業は必ず取り組まなくてはならないか。

【事業の実施体制】

- (問 4) 本事業における都道府県農業再生協議会（以下、都道府県協議会）と地域農業再生協議会（以下、地域協議会）の役割いかん。
- (問 5) 任意団体である都道府県・地域協議会において、多額の資金を扱うこととなるが、留意すべきことは何か。
- (問 6) 事業実施期間終了後に、県・地域協議会において留意すべきことは何か。

【都道府県・地域事業計画等】

- (問 7) 都道府県実施方針において、26年末の活用額を記入することとしているのはなぜか。
- (問 8) 都道府県事業計画は、全ての地域事業計画をとりまとめた後に提出しなければならないのか。
- (問 9) 都道府県協議会の事業計画において、高収益作物等導入事業を単独で実施する地区への助成額は基金総額の5分の1以内とされているが、地域協議会単位では制限はないのか。
- (問10) 県協議会は、産地資金と同様に「地域協議会に配分できる」という考えか。どのような考え方で地域協議会毎の交付額を算定すればよいのか。
- (問11) 県協議会の事務費の活用可能額は、実施計画額の1%以内とされており、地域協議会の事務費の活用可能額は県の業務方法書で定めることとされているが、地域協議会の事務費は地域協議会への配分額（事務費除く）の1%を超えてもよいか。
- (問12) 業務方法書（未定稿）第6条の「取組計画書兼助成金申請書」について、一定の申請期間を設けることとなっているが、どのように設定すればよいか。
- (問13) 事業計画の承認を受けた後、交付対象となり得る者に、取組内容を周知するとあるが、国はどの様な事を想定しているのか？県全体や地域の取組の内容を周知するため県や市町村のHPで公表することでよいか。
- (問14) 都道府県事業計画の事業期間を26年度から27年度まで延長する場合、目標年度は28年度でいいか。
- (問15) 事業期間が26～27年度の場合、事業実施状況報告及び事業評価報告はどのようになるのか。
- (問16) 実施要領別紙2（業務方法書）第14条の4において、「都道府県協議会の取組に係る検査等の事務を地域協議会が行う場合、当該事務費を都道府県協議会の事務費として、当該地域協議会からの請求に応じて支払うものとする」とあるが、ここで地域協議会に支払う事務費は、県協議会事務費（基金造成額の1%以内）の中から支払うことになるのか。

【事業内容】

全般

- (問17) 本事業の助成対象及び補助率いかん。
- (問18) リース契約の際に留意すべきことは何か。
- (問19) 機械はリースしか導入できないという理解でよろしいか。

- (問20) 機械の利用者は1戸でもよいのか。
- (問21) 機械リースを行う場合のリース手数料等について、助成の対象となるのか。
- (問22) リース事業者の要件はあるのか。
- (問23) リース事業者の財務状況や過去の実績等の検査はどう行ったらよいか。
- (問24) 機械のリース契約等、本事業の取組はいつから助成対象となるか。
- (問25) 機械及び機器の導入の際に、どのように機種及び事業者を決めればよいか。
- (問26) 事前に見積もり合わせ等を行うことは可能か。
- (問27) 機械の廃棄に対する助成の考え方がいかに。
- (問28) 土壌改良などほ場改善を行うほ場は、休耕田など水田台帳から除外しているものでもよいか。
- (問29) 同一の者が複数の取組を行い助成することは可能か。
- (問30) リースの事業着手時期は、メーカーと見積もり合わせを行った時点か、それともリース契約した時点か。
- (問31) 特用林産物は支援対象となるのか。

効率的機械利用体系構築事業

- (問32) 効率化を図る作業について、全て担い手(コントラクター及び機械利用組合を含む)が実施する計画とすることは具体的にはどういうことか。
- (問33) 生産効率化プランは原則5戸以上の農家で作成することとされているが、参加農家数のカウントに関し、複数の農家が含まれる法人等はどのように取り扱うのか。また、原則以外のケースはどのようなものがあるのか。
- (問34) 「機械作業の集約」とはどのような考えるのか。集約前と集約後の農業機械は同種のものである必要があるのか。
- (問35) 生産効率化プランについて、どのような生産効率化の取組が対象となるのか。
- (問36) 農業機械の導入を図る場合、非担い手の農業機械は必ず処分しなければならないのか。
- (問37) 生産コストの減を目標として設定することとされているが具体的にはどういった形とすれば良いのか。
- (問38) 効率化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。
- (問39) 現有の機械(コンバインや播種機)が老朽化していて、そろそろ更新しないと産地がもたない場合、新型のコンバインや播種機に買い換える行為は、補助対象になるか。能力算出の結果、現行機種と同能力であっても、選定機種の方が作業速度の向上などメリットがあればよいか。
- (問40) リースで導入したものを、それを使用しない期間に限り、農業者に貸し出すのは適当か。
- (問41) 再利用する機械に関し、担い手への譲渡は無償でなければならないのか。
- (問42) 機械をオーバーホールした場合の処分制限期間はどのように考えるのか。
- (問43) 担い手のすべての機械作業を集約することは必須なのか。
- (問44) 新規就農者は生産効率化プランに参加できるのか。
- (問45) 乾燥作業(乾燥機、選別機)を集約化し、色彩選別機を導入することは可能か。
- (問46) 米、大豆、麦のブロックローテーションを行っている場合は、事業期間内に作付けしている品目に係る機械作業の集約のみが助成対象になるのか。
- (問47) 26年度の生産効率化プランで秋の機械作業を対象としていたが、事業期間を26~27年度とし、27年度の春の機械作業を追加することは可能か。

- (問48) 農業者団体が生産効率化プランに参加することは可能か。
- (問49) 機械作業の集約はいつまでに完了すべきか。
- (問50) 生産コストの1割削減は、品目の生産に係る全ての生産コストか、それとも機械導入により削減できる一部でも良いのか。
- (問51) 地域の平均的な生産コストをすでに1割下回っている場合でも、さらに1割削減する目標が必要か。
- (問52) 生産費の指標は「10a当たり」としてよいか。
- (問53) 都道府県事業計画で廃棄費用2万円(定額)と設定することとし、実績が1万8千円となった場合でも2万円を助成することは可能か。
- (問54) 農業者5戸は、同一生計でなければ親子、夫婦等であってもそれぞれ1戸とカウントしていいか。
- (問55) 機械のリース導入に当たり、国の助成のほかに、市町村の助成を加えることは可能か。
- (問56) 機械の規模決定は、既存作付分と新規集約分の合計で算定していいか。
- (問57) 生産効率化プランを一部圃場のみで作成することは可能か。
- (問58) 都道府県協議会等特認の取組を行う場合は、地域事業計画や都道府県事業計画の変更は必要となるのか。
- (問59) 都道府県協議会等特認の取組で、主食用米からの転換によりWCSの作付規模を拡大する場合は、主食用米用の機械も併せて導入することは可能か。

高収益品目等導入支援事業

- (問60) 高収益作物等とは具体的にどのようなものを想定しているのか。
- (問61) 高収益プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。
- (問62) 弾丸暗渠の施工費を対象とする場合、単価はどのように設定すべきか。
- (問63) 中山間地域等の条件不利地域とは具体的にはどこを指すのか。
- (問64) 1プラン1品目にすべきか。
- (問65) 新規就農者は参加できるのか。
- (問66) 不作付地に高収益品目を作付けする場合は助成対象となるのか。
- (問67) 施工費を自己負担とすることで、やや高度な設備を導入することは可能か。
また、自力施工可能な設備を導入するが、所有予定の農家が高齢で身体上の問題で自作が不可能な場合は自己資金で業者に施工を依頼することは可能か。
- (問68) 機械の規模決定は拡大分の面積だけで行うべきか。
- (問69) 高収益プランの具体的取組欄に記載する目標・取組はどのような視点に立って何を記載するのか。
- (問70) 定額助成の対象となる「資材」とリース導入の対象とする「設備」の区分はどこで行えばいいのか。
- (問71) 生産効率化プランに参加するに当たり、農業者が機械利用組合の構成員となり、担い手として共同利用機械を使用する場合は、高収益プランに参加できないのか。

集出荷・加工処理体制合理化支援事業

- (問72) 再編合理化プランについて、具体的にはどのような取組が対象となるのか。
- (問73) 再編合理化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。
- (問74) 施設内に配置する設備で設置の為の工事が必要なものは対象外か。設備のリース

費用のみならば補助対象となるのか。

- (問75) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。
- (問76) 複数の乾燥調製施設を再編合理化するに当たり、色彩選別機を導入することは可能か。
- (問77) 再編合理化する場合、集約化する施設の機械リースは必須か。
- (問78) 同種の施設が対象ということであるが、果樹の集荷場と選果場は同一とみなせるのか。
- (問79) 「機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること」とあるが、具体的には何に対して80%を超える計画であれば良いのか。

【事務手続き等】

- (問80) いわゆる出入作がある場合、どのように取扱うのか。
- (問81) 地域協議会が都道府県協議会に対して行う助成金の請求は、管轄内の取組参加者全員の請求書が集まらなければ行うことができないのか。また、取組参加者は、取組計画書に記載した全ての取組を終えなければ、請求を行うことができないのか。
- (問82) 協議会の口座で発生した利息（果実）の取扱はどうするのか。
- (問83) 消費税は助成対象となるか。
- (問84) 国の他の補助事業に取組んだ又は現在取り組んでいる地域や生産者が、本事業を実施する際の留意点いかな。
- (問85) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は対象となるか。
- (問86) 事業申請の前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。
- (問87) 県協議会、地域協議会の事務費は補助対象となるのか。
- (問88) 都道府県協議会の事務費の執行は、いつから可能となるのか。
- (問89) 協議会を構成する団体に属する職員の超過勤務分とは、正職員も含まれるのか。
- (問90) 助成要件の確認をどのように行うのか。
- (問91) 想定している助成金返還の例はどのようなものか。
- (問92) 「取組報告書兼助成金請求書」の提出期限はいつか。
- (問93) 本事業の事務費において、視察・研修旅費、県外での説明会の旅費は対象となるか。
- (問94) 26年産米からの作業集約に向け農業生産法人の設立を検討しているが、事業の募集時点で法人が設立されていない場合でも、生産効率化プランは認めてもらえるのか。

【総論】

(問 1) 事業を実施する趣旨いかん。

(答)

- 1 攻めの農業実現のためには、低コスト・高収益な産地体制に転換することが不可欠であるが、実際には
面的集積がなされても、これに対応する高効率な機械装備がない
集出荷施設や加工施設が分散しており、非効率・高コストな流通加工体制となっている
担い手に集約した後、非担い手の労働力が活用されないままとなっている
等が課題が山積しているところ。
- 2 このような課題の解決に向けては、地域が一体となって機械利用体系や流通加工体制の合理化を図っていく必要があるが、それぞれの地域が抱える課題は、土地条件、機械装備等の問題等、地域によって多様であり、地域に応じた対応を行っていく必要。
- 3 このため、今回、地域が一体となって効率的な産地への転換に向けた推進力が発揮できるよう、効率的な農業機械の導入、既存機械の再利用への支援を通じた機械利用体系の効率化、既存の集出荷施設や加工施設の再編合理化に必要な設備の導入等といった取組を都道府県農業再生協議会や地域農業再生協議会が支援できる仕組みとして本事業を創設。

(問 2) 事業の具体的な仕組みいかん。

(答)

- 1 本事業は、国からの交付金により、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、これを用いて攻めの農業を実践するための産地転換に取り組む地域における生産体制整備を支援することとしている。
- 2 具体的には、
効率的な機械利用体系の構築に向けた機械導入や既存機械の再利用の取組
集出荷施設や加工施設の再編に必要な高度化設備導入や用途転換の取組
高収益作物への転換に必要な機械・設備の導入等の取組
を支援の対象としているところ。
- 3 各都道府県においては、
グレーゾーンの要件をケーススタディーするよりも、
地域の将来を見据え、施設の再編や機械作業の効率化によるコストダウンを図るための王道の取組をしっかりと考えていただきたい。

(問 3) 本事業は必ず取り組まなくてはならないか。

(答)

必ずしも全ての地域で取り組まなければならないものではない。

【事業の実施体制】

(問 4) 本事業における都道府県農業再生協議会(以下、都道府県協議会)と地域農業再生協議会(以下、地域協議会)の役割いかん。

(答)

- 1 都道府県協議会については、
都道府県実施方針の作成
基金の造成と地域協議会及び再編事業者への助成金の交付
地域協議会が策定した地域事業計画の取りまとめ、県の都道府県事業計画の作成
地域協議会が実施する助成事業の指導・監督(事業計画の策定に当たっての指導、事業の実施状況の点検等)
県全域を対象とした助成事業を行う場合は助成メニューの策定等の助成金の執行事務
国への事業実施状況の報告
等を担っていただくこととしている。
- 2 また、地域協議会については、
地域事業計画の作成
助成メニューの設定
都道府県協議会への助成金の交付申請、要件確認、農業者等への助成金の交付等の助成金の執行事務
都道府県協議会への実施状況の報告
等を担っていただくこととしている。

(問 5) 任意団体である都道府県・地域協議会において、多額の資金を扱うこととなるが、留意すべきことは何か。

(答)

- 1 協議会は多額の資金を扱うことから、協議会規約、事務処理規程、会計処理規程などの諸規定に従って適切に業務を運営するための体制を整備し、会計処理を行うことが重要。
- 2 また、業務運営や会計処理の実施状況について点検することが重要。
- 3 実際に、他の事業で横領等の不祥事が生じた協議会では、規程類に従って業務が行われておらず、点検作業も行われていないケースばかりであり、本事業の実施に当たっては、改めて実施体制の再整備・再点検を実施することが望ましいと思料。

- 4 なお、地域協議会が助成金の請求を行う際の添付書類として、経理事務の処理体制(行員の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること)が分かる資料を添付することとしている。

(問 6) 事業実施期間終了後に、県・地域協議会において留意すべきことは何か。

(答)

- 1 事業の終了時に、円滑に事務処理が可能となるよう、以下の点に留意願いたい。

残余財産の扱い

国庫助成額相当額については、国に返還することとなるため、協議会の他の会計と区分管理することはもちろん、事業実施期間を踏まえ、円滑な会計処理が行えるよう、果実(利子)についても、整理しておくことが望ましいと考える。(過去の基金事業の例では、基金の返還後に利子が発生し、結果、返還手続きを二重に行う必要が生じたケースあり)

関係書類の保存

会計帳簿等の書類については、要綱その他の規程による保存年限まで保存していただく必要。

【都道府県・地域事業計画】

(問 7) 都道府県実施方針において、26年末の活用額を記入することとしているのはなぜか。

(答)

- 1 本事業については、26年度末を事業終期としているが、地域での合意形成に時間が必要なことから、事業期間の延長について財務当局と協議していくこととしている。
- 2 このような状況を踏まえ、基金の計画的な活用を図る観点から、26年末までの活用見込み額について地方農政局長等と調整した上で、記入いただくこととしているものである。
- 3 当面は、記入いただいた活用見込み額の範囲内での支出に限定させていただくこととするが、財政当局との協議状況等に応じて、適宜、基金残額の活用時期等について、調整していくこととしているので、ご承知おき願いたい。

(問 8) 都道府県事業計画は、全ての地域事業計画をとりまとめた後に提出しなければならないのか。

(答)

迅速な実施が行われるよう、提出が行われた地域事業計画から準備が整い次第、都道府県事業計画の添付資料として、地方農政局に承認申請をしていただきたい。その後、提出があった地域事業計画については、随時、都道府県事業計画の変更手続きとして、提出していただくこととなる。

(最初の都道府県事業計画の提出時は、都道府県の県域での取組に対する助成内容と所要額を添付し、地域事業計画が添付されていなくても提出可能)

(問 9) 都道府県協議会の事業計画において、高収益作物等導入事業を単独で実施する地区への助成額は基金総額の5分の1以内とされているが、地域協議会単位では制限はないのか。

(答)

要領等において地域協議会について5分の1の規定はしないが、中山間地域等での高収益作物等導入事業単独での要望額が都道府県全体の5分の1を上回らないよう、あらかじめ5分の1以内となるような調整方法を定めて、地域協議会へ周知しておく必要がある。

なお、計画申請が速やかにできるよう、都道府県協議会が地域協議会に対して同様な制限をつけることも可能。

(問10) 県協議会は、産地資金と同様に「地域協議会に配分できる」という考え方が、どのような考え方で地域協議会毎の交付額を算定すればよいのか。

(答)

地域協議会への交付額や交付額の算定方法については、県協議会が決定することができる。具体的には、生産体制の整備状況、地域協議会の振興計画等を勘案し、本事業の目的が達成されるよう、適切かつ公正な算定方法を検討されたい。なお、直近の作付面積に応じて機械的に配分するようなことは厳に慎んでいただきたい。

(問11) 県協議会の事務費の活用可能額は、実施計画額の1%以内とされており、地域協議会の事務費の活用可能額は県の業務方法書で定めることとされているが、地域協議会の事務費は地域協議会への配分額(事務費除く)の1%を超えてもよいのか。

(答)

地域協議会への配分方法は道府県協議会の任意であり、1%以内に限らない。

(問12) 業務方法書(未定稿)第6条の「取組計画書兼助成金申請書」について、一定の申請期間を設けることとなっているが、どのように設定すればよいか。

(答)

農業者の申請の準備期間等を勘案しつつ、協議会で常識的に判断いただきたい。

(問13) 事業計画の承認を受けた後、交付対象となり得る者に、取組内容を周知するとあるが、国はどのような事を想定しているのか？

県全体や地域の取組の内容を周知するため県や市町村のHPで公表することによいか。

(答)

例えば、HPへの掲載の他、集落座談会等集会でのチラシ配布などを想定。

(問14) 都道府県事業計画の事業期間を26年度から27年度まで延長する場合、目標年度は28年度になるのか。

(答)

都道府県事業計画の目標年度は事業実施年度の翌年度であり、事業実施期間を27年度まで延長する場合は28年度。

(問15) 事業期間が26～27年度の場合、事業実施状況報告及び事業評価報告はどのようなになるのか。

(答)

事業実施状況報告は、事業実施年度の翌年度(7月16日)に報告。

事業評価報告書は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度(7月16日)に報告。

なお、イメージは別紙1のとおり。

(問16) 実施要領別紙2(業務方法書)第14条の4において、「都道府県協議会の取組に係る検査等の事務を地域協議会が行う場合、当該事務費を都道府県協議会の事務費として、当該地域協議会からの請求に応じて支払うものとする」とあるが、ここで地域協議会に支払う事務費は、県協議会事務費(基金造成額の1%以内)の中から支払うことになるのか。

(答)

そのとおり。

【事業内容】

全般

(問17) 本事業の助成対象及び補助率いかん。

(答)

以下の範囲とする。

1 効率的機械利用体系の構築を導入する取組

生産効率化プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は

5戸以上の農家が参加して作成すること

機械を利用した作業を中心的に実施する担い手を決定すること

効率化を図る作業について、全て担い手(コントラクター及び機械利用組合を含む)が実施する計画とすること

生産効率化を図る品目の生産コストについて、地域平均と比較して少なくとも1割以上削減する目標を設定すること。

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機械・機器のリース導入に係る経費 〔助成率：1/2以内〕	農業用機械等 ・耕うん整地用機具などのアタッチメントを含む	・担い手への機械作業の集約化等に必要な機械等のリース導入 ・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・一台50万円(注)以上
機械・機器の再利用に要する経費 〔助成率：1/2以内〕	機械・機器のオーバーホールに必要な経費 ・協議会で定めた助成対象機械・機器の一部品であること。(アタッチメントでも可)	・担い手への機械作業の集約化等により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械等の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修
機械・機器の廃棄に要する経費 〔助成率：定額(2万円以内)〕	機械・機器の廃棄に要する経費 ・取得価格が50万円以上のものであって協議会で定めた対象機械であること	・廃棄したことを証明する書類を添付 ・一台50万円(注)以上
検討会開催などに要する経費 〔助成率：定額〕 都道府県協議会又は地域協議会が実施するものに限る	旅費 ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 報償費 ・講師謝礼など 需用費 ・消耗品費 ・印刷製本費(資料印刷製本費) 使用料賃借料 ・会場借上料など 委託料 ・調査委託料など	旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること 委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること

(注)販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格(消費税を除く)

2 高収益作物を導入する取組

高収益プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は条件不利地域以外では生産効率化プランを作成し、認定を受けること

生産効率化プランに合意した農家のうち、機械利用の担い手以外の農家の6割以上が高収益作物に転換すること

条件不利地域であって生産効率化プランを作成していない地域にあっては、5人以上の農家が参加又は1ha以上の取組となること

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機械・機器・設備のリース導入に係る経費 〔助成率：1/2以内〕	農業用機械等 ・耕うん整地用機具などのアタッチメントを含む	・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・一台50万円(注)以上
生産基盤の簡易な整備に必要な資材の購入経費 〔助成率：定額〕	資材の購入に要する経費 ・対象作物の導入に必要なものであって協議会で定めた資材であること。 （パイプハウスのパイプ・フィルム、永年性作物の苗木等） ・肥料、農薬等、毎年度必要となる資材は対象外。	領収書等を添付し精算払い
補助暗渠等の施工に要する経費 〔助成率：定額〕	作業労賃 ・弾丸暗渠、明渠等の施工費	地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。
検討会開催などに要する経費 〔助成率：定額〕 都道府県協議会又は地域協議会が実施するものに限る	旅費 ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 報償費 ・講師謝礼など 需用費 ・消耗品費 ・印刷製本費（資料印刷製本費） 使用料賃借料 ・会場借上料など 委託料 ・調査委託料など	・旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること。 ・委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること。

(注)販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格（消費税を除く）

3 流通加工施設の再編整備する取組

集出荷・加工処理合理化プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は

複数の施設を再編整備するものであり、機能を集約する施設を決定すること
機能を集約させる施設の受益者が農業者5戸以上であること

対象品目の予定取扱量に対し、機能を集約させる施設の利用率が8割以上であること。

機能を集約させる施設における集出荷コスト又は加工コストについて、現況値と比べて少なくとも1割削減すること

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機器・設備のリース導入に係る経費 〔助成率：1/2以内〕	設備等 ・乾燥調整機、選別機等の設備の導入（工事費用は対象外） ・建物の新設・改修は対象外。 ・強い農業づくり交付金で整備対象としている施設を対象。 ・再編後に用途変更する施設については、農業専用施設全般を対象。	・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・一台50万円（注）以上
設備の廃棄に必要な経費 〔助成率：1/3以内〕	設備の廃棄に要する経費 ・耐用年数を超過した設備を対象 ・建物は対象外。 ・財産処分処理を確実に実施すること	領収書等を添付し精算払い
検討会開催などに要する経費 〔助成率：定額〕	旅費 ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 報償費 ・講師謝礼など 需用費 ・消耗品費（諸材料費、事務消耗品費） ・印刷製本費（資料印刷製本費） 使用料賃借料 ・会場借上料など 委託料 ・調査委託料など	・旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること ・委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること

(注)販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格（消費税を除く）

4 都道府県協議会・地域協議会が自ら行う取組及び事務費

協議会が自ら行う取組

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
検討会開催などに要する経費 〔助成率：定額〕	旅費 ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 報償費 ・講師謝礼など 需用費 ・消耗品費（事務消耗品費） ・印刷製本費（資料印刷製本費） 使用料賃借料 ・会場借上料など 委託料 ・調査委託料など	旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること。 委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること。

事務費

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
<p>事業計画に係る事務に要する経費 〔助成率：定額〕</p>	<p>旅費 ・本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費 ・外部専門家に対する旅費 賃金 ・日々雇用される雑役並びに事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む） 共済費 ・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金 報償費 ・都道府県実施方針作成等に係る外部専門家に対する謝金 需用費 ・消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） ・印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ・修繕費（庁用器具類の修繕費） 役務費 ・通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） ・振込手数料 使用料及賃借料 委託料</p>	<p>事業目的が事務自体を支援するものでないため、必要な備品がある場合には、レンタルやリースで対応すること。</p>

（問18）リース契約の際に留意すべきことは何か。

（答）

本事業においては、購入選択権付リース契約及び無償・有償に関わらずリース期間満了後に譲渡することとしている契約は、助成対象としないよう留意願いたい。

（問19）機械はリースしか導入できないという理解でよろしいか。

（答）

そう理解してよい。

（問20）機械の利用者は1戸でもよいのか。

（答）

機械の利用者は1戸でよいが生産効率化プランに基づく機械利用体系の効率化又は高収益プランに基づく高収益作物の導入の取組に必要なものである必要。

(問21) 機械リースを行う場合のリース手数料等について、助成の対象となるのか。

(答)

本事業はリース物件価格(リース料総額のうち消費税や金利・保険料等を除く設備の購入額)の1/2以内を助成対象としており、機械リースの手数料については、リース会社によって異なることから、予算の効率的かつ適正な執行の観点から、助成対象としないこととしている。

(問22) リース事業者の要件はあるのか。

(答)

リース事業者の要件は特に設定していないが、事業の適正な実施が行われるよう、財務状況や過去実績等を勘案の上、リース事業者の決定を行うようにしていただきたい。

(問23) リース事業者の財務状況や過去の実績等の検査はどう行ったらよいか。

(答)

例えば、過去のリース補助事業においては、財務状況については、債務超過でないこと、過去の実績については、過去3カ年の会計年度のうち少なくとも1カ年において、年間5千万円以上の農業機械に係るリース取扱高(当該会計年度における新規契約高をいう。)の実績を有する者という条件で公示を行っていたので、これを参考とし、本事業が適切に行われるよう配慮いただきたい。

(問24) 機械のリース契約等、本事業の取組はいつから助成対象となるか。

(答)

効率的機械利用体系構築事業及び高収益品目等導入支援事業は、取組参加者が地域協議会より取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた日以降の取組や契約が助成対象となる。また、集出荷・加工処理体制合理化推進事業は、集出荷・加工処理合理化プランの承認を受けた日以降の取組や契約が助成対象となる。

(問25) 機械及び機器の導入の際に、どのように機種及び事業者を決めればよいか。

(答)

機種の選定については、機械を導入する取組参加者の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。事業者の選定については、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札又は複数の販売会社等の見積もりを提出させること等により、事業費の低減に努める。

(問26) 事前に見積もり合わせ等を行うことは可能か。

(答)

機械・設備本体に係るリース契約前見積もり合わせ、事前入札については、都道府県事業計画の認定前に行うことも可能。ただし、リース契約自体は取組計画書兼助成金申請書又は集出荷・加工処理合理化プランの承認後に行う必要があることに留意。

(問27) 機械の廃棄に対する助成の考え方がいかに。

(答)

- 1 機械の処分に当たっては、中古機械として販売していただくことが基本と考えているが、一方で、型式が古い等の理由により、値段がつかない機械等については、廃棄物として処分することとなる。
- 2 この際、処分手数料と部品や鉄としての販売収入の差額の平均的な額を定額で助成することとしたものである。

(問28) 土壌改良などほ場改善を行うほ場は、休耕田など水田台帳から除外しているものでもよいか。

(答)

本事業では助成対象農地を水田と限定していないため可能。ただし、本事業を行ったからといって、水田活用の直接支払い交付金の助成対象水田とするものではない。

(問29) 同一の者が複数の取組を行い助成することは可能か。

(答)

同一の者が複数の取組を行うことが適当であればかまわない。

(問30) リースの事業着手時期は、メーカーと見積もり合わせを行った時点か、それともリース契約した時点か。

(答)

リース契約等の契約行為が発生した時点が事業着手時期。

(問31) 特用林産物は支援対象となるのか。

(答)

支援対象外である。

(参考)

特用林産物生産統計調査

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tokuyo_rinsan/

効率的機械利用体系構築事業

(問32) 効率化を図る作業について、全て担い手(コントラクター及び機械利用組合を含む)が実施する計画とすることとは具体的にはどういうことか。

(答)

- 1 プランに基づき、効率化を図る農作業のうち、農業機械を用いて実施するものに関して、目標年度までに全て担い手に集約する計画としていただくこととなる。
- 2 なお、機械利用組合が共同利用機械を導入する場合にあっては、新たに導入した農業機械及び機械利用組合が所有する機械で対象となる農作業をすべて実施する計画としていただくことを想定。

(問33) 生産効率化プランは原則5戸以上の農家で作成することとされているが、参加農家数のカウントに関し、複数の農家が含まれる法人等はどのように取り扱うのか。

また、原則以外のケースはどのようなものがあるのか。

(答)

- 1 生産効率化プランは機械作業の集約により、生産コストの削減を目指す取組であり、機械作業の出し手となる農家が原則4戸以上となることが必要。
- 2 従って、複数農家が含まれる法人であっても、機械作業は法人として一体的に行うものであることから一戸としてカウントすることとなる。

3 なお、原則以外のケースは次のようなものを想定している。ケースバイケースの判断となるので、具体的な案件がある場合はご相談いただきたい。

例1 集落営農組織（任意組織）が販売等は一元的に実施しているが、実際の農作業は個々の農家が実施 農作業を集落営農組織に一元化

〔考え方〕

- ・ 任意組織であり、農作業に関しては個別に実施しており、独立した経営と見なせること
- ・ 複数の農家が個別に実施していた機械作業が集約され、コストの削減が見込めることから事業の対象と考えられる。

例2 複数の機械利用組合（任意組織）で共有するための大型機械を導入

〔考え方〕

- ・ 大型機械の導入によりコストの削減が見込めること
- ・ 複数組織の機械を統合するものであり、受益農家も多数いることから事業の対象と考えられる。

例3 基幹的農業者が、

主食用米からの転換による土地利用型作物（飼料用米等の新規需要米（1）、加工用米、大豆、麦（四麦））の作付規模を拡大

拡大後の作付面積（生産効率化プラン）が地域の平均的な作付面積（2）の5倍以上（ただし、条件不利地域は除く）

機械作業の出し手となる2戸以上の農業者から機械作業を集約（又は3戸以上の基幹的農業者で機械を共同利用）

のすべてを満たし、都道府県協議会等が地域の低コスト生産のために特に必要と認める場合

〔考え方〕

- ・ 作物の転換に応じた農業機械の導入により、コスト削減が見込めること
- ・ 5戸以上の農業者により作成されるプランと同等の低コスト生産が可能となること
- ・ 需要量が減少している主食用米から今後需要が見込まれる品目等への転換であり、将来を見据えた産地転換の取組として特に効果的であることから事業の対象と考えられる。

1 輸出用米は除く

2（例）農林業センサス（第2巻 農林業経営体調査報告書 - 総括編 - ）

（販売農家6 29 販売目的の稲、麦、雑穀、いも類、豆類の作物別作付（栽培）農家数と作付（栽培）面積）

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>

(問34)「機械作業の集約」とはどのような考えるのか。集約前と集約後の農業機械は同種のものである必要があるのか。

(答)

- 1 「機械作業の集約」とは通常農業機械を用いて行われる作業を効率的な担い手に集約すること指す。
- 2 したがって、集約前と集約後の農業機械については、同種のものである必要はない。

(参考)

例1：担い手が田植え作業を受託。面積増に対応するため、直播用のアタッチメントを導入

従来の田植機で行っていた機械作業を効率化するものであることから導入可能。

例2：担い手が農地を集積。大区画化等に対応するため、レーザーレベラ - を導入。

従来、ハロー等で行っていた機械作業を効率化するものであることから導入可能。

(問35)生産効率化プランについて、どのような生産効率化の取組が対象となるのか。

(答)

複数の農家が所有する同種の農業機械について、その利用体系を再構築する取組が助成の対象となり得る。具体的な事例は別紙2のとおり。

(問36) 農業機械の導入を図る場合、非担い手の農業機械は必ず処分しなければならないのか。

(答)

- 1 プランに定められた機械利用を行っていただく必要があるが、既存の農業機械の処分を義務付けるものではない。
- 2 このため、担い手に集約化する農業機械作業以外において、非担い手が既存機械を別途継続利用することも可能である。
- 3 なお、既存の農業機械について、
担い手に譲渡する場合は再整備費用の1/2を
廃棄する場合は1台当たり2万円を
助成することも可能であり、地域での効率的な機械体系の構築に向け、地域の実情を踏まえた助成要件の設定、指導をお願いする。

(問37) 生産コストの減を目標として設定することとされているが具体的にはどういった形とすれば良いのか。

(答)

- 1 生産費調査等公的な統計データにおける地域の平均的な生産コストに対し、効率化後の当該地域の生産コストが1割以上削減されるよう設定いただきたい。
- 2 また、統計データがない作物については、プランの実施により見込まれる効果を定量的な数値でプラン上に位置づけていただきたい。(現行の当該農業者の生産コストとプラン実行後の生産コストの差等)
- 3 なお、コスト低減目標の設定等の手順は別紙4のとおり。

(問38) 効率化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。

(答)

- 1 本事業については、都道府県協議会が事業結果の報告、評価を行うこととしており、これを受けた地方農政局長等は、改善の必要がある場合は、都道府県協議会長に対し、指導・助言を行うこととしている。
- 2 効率化プランの目標が達成できなかった場合は、このプロセスにおいて、目標が達成できなかった原因等について、分析を行っていただき、自ら改善措置を講じていただくことが基本と考えている。
- 3 なお、目標の未達成のみをもって助成対象者からの助成金の返還は求める予定はない。

(問39) 現有の機械(コンバインや播種機)が老朽化していて、そろそろ更新しないと産地がもたない場合、新型のコンバインや播種機に買い換える行為は、補助対象になるか。能力算出の結果、現行機種と同能力であっても、選定機種の方が作業速度の向上などメリットがあればよいのか。

(答)

本事業は、作業や農地を新たに集積する際に必要となる機械の導入を支援するものであり、単純更新は支援対象外。

(問40) リースで導入したものを、それを使用しない期間に限り、農業者に貸し出すのは適当か。JAがリース導入して担い手に貸し付けることは可能か。

(答)

リース契約上で第三者への転貸を禁じていないかどうかにかかわらず、不特定多数の者への貸付けは不可。

JA等で導入を図る場合は、JA等を含めた形で機械利用共同組合を組織するといった工夫をお願いします。

(問41) 再利用する機械に関し、担い手への譲渡は無償でなければならないのか。

(答)

無償でなくとも良い。ただし、有償譲渡の場合は、オーバーホール費用が国から担い手に一部助成されることを見込んで残存価値以上の価格で譲渡するという行為が発生しないよう注意していただきたい。

(問42) 機械をオーバーホールした場合の処分制限期間はどのように考えるのか。

(答)

1 耐用年数内の機械を助成対象としているところであり、当該耐用年数内を処分制限期間とする。なお、オーバーホールした機械の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第52号)を参考にしていきたい。

2 なお、上記が1年に満たない場合は、目標年度が終了するまでの期間とする。

(問43) 非担い手のすべての機械作業を集約させなければならないのか。

(答)

事業の趣旨を踏まえると、多くの機械作業を集約する必要があると考えるが、例えば、
自家消費用(10a程度)

住居地から数km以上ある圃場

など、合理的な理由がある場合は、生産効率化プランから外していただいても構わない。

ただし、5戸要件を満たすために一部の作業面積のみを集約するといった形は事業の趣旨に反するため認められない。

(問44) 新規就農者は生産効率化プランに参加できるのか。

(答)

新規就農者が担い手となり、非担い手の機械作業を集約する場合は助成対象になる。

(問45) 乾燥作業(乾燥機、選別機)を集約化し、色彩選別機を導入することは可能か。

(答)

これまで、個々の農業者で乾燥・調製作業を行っており、それを担い手に集約する場合において、調製ラインの高能力化により調製作業に係る作業の効率化を図ることができるのであれば可能と考える。

ただし、乾燥調製作業の集約のみで生産コスト 1割を達成できるかどうかは十分検討が必要。

(問46) 米、大豆、麦のブロックローテーションを行っている場合は、事業期間内に作付けしている品目に係る機械作業の集約のみが助成対象になるのか。

(答)

ブロックローテーションの都合で、すべて大豆作となっていたとしても、通常の転作以外の作付年度において水稲や麦を作付けしている場合は、土地利用型作物(米、大豆、麦)として、生産効率化プランに取り組むことは可能。

この場合、生産コスト削減の目標は、大豆だけでなく、土地利用型作物(米、大豆、麦)全体が対象となるが、田植機など汎用性のない機械を導入する場合については、当該機械を利用する作物だけでプランを作成することも可能。

(問47) 26年度の生産効率化プランで秋の機械作業を対象としていたが、事業期間を26~27年度とし、27年度の春の機械作業を追加することは可能か。

(答)

生産効率化プランを変更することで可能。

(問48) 農業者団体が生産効率化プランに参加することは可能か。

(答)

農業者団体が自ら担い手として機械作業の集約を行う場合は可能。

また、農業者団体が自ら機械利用組合を立ち上げ、代表者及び構成員として事業に参加する場合も可能。

(問49) 機械作業の集約はいつまでに完了すべきか。

(答)

機械作業の集約は、目標年度までに行うこととなる。

(問50) 生産コストの1割削減は、品目の生産に係る全ての生産コストか、それとも機械導入により削減できる一部でも良いのか。

(答)
全生産コストでの1割削減。

(問51) 地域の平均的な生産コストをすでに1割下回っている場合でも、さらに1割削減する目標が必要か。

(答)
すでに、地域の平均的な生産コスト1割削減を達成している場合は、現状からさらに減少させる目標を設定。

(問52) 生産費の指標は「10a当たり」としてもよいか。

(答)
面積ベース(10a当たり)、収穫量ベース(60kg当たり)のどちらでも構わない。

(問53) 都道府県事業計画で廃棄費用2万円(定額)と設定することとし、実績が1万8千円となった場合でも2万円を助成することは可能か。

(答)
定額で助成することも可能。

(問54) 農業者5戸は、同一生計でなければ親子、夫婦等であってもそれぞれ1戸とカウントしていいか。

(答)
経営や生計が別であることが、戸籍法上や所得税法等で確認出来れば、別々にカウントしても良い。

(問55) 機械のリース導入に当たり、国の助成のほかに、市町村の助成を加えることは可能か。

(答)
市町村の判断で行っていただいて構わない。

(問56) 機械の規模決定は、既存作付分と新規集約分の合計で算定していいか。

(答)

機械の規模決定は、より効率化が図れる場合に限り、既存作付分の作業面積を含め算定することも可能。

なお、機械の導入下限の考え方については地域のルールとの整合性に留意いただきたい。

例 1

	現状	効率化後	
担い手 A	10ha	10ha + 10ha	
(機械規模)	(30PS × 1台)	(60PS × 1台)	= 大型化(効率化)となり対象

例 2

	現状	効率化後	
担い手 B	10ha	10ha + 10ha	
(機械規模)	(30PS × 1台)	(30PS × 2台)	= 新規集約分 1台のみ対象

(問57) 生産効率化プランを一部圃場で作成することは可能か。

(答)

担い手が、

通常の機械及び栽培方法では対応できない部分(WCS、直播栽培) または、
飼料用米専用品種(一般品種への混入防止が必要)を作付けする部分

のみの作業委託を受けるなど、合理的な理由がある場合は、生産効率化プランを一部圃場に係る機械作業のみで作成することとしても構わない。

(問58) 都道府県協議会等特認の取組を行う場合は、地域事業計画や都道府県事業計画の変更は必要となるのか。

(答)

都道府県協議会等特認の取組を行うに当たり、地域事業計画に「取組の明細(個票)」の追加等を行う場合は、地域事業計画及び都道府県事業計画の変更申請・承認が必要となる。

(問59) 都道府県協議会等特認の取組で、主食用米からの転換によりWCSの作付規模を拡大する場合は、主食用米用の機械も併せて導入することは可能か。

(答)

主食用米専用機械の導入は不可。

ただし、汎用機械の場合は、主食用米の作業面積を含めて算定することも可能。

高収益品目等導入支援事業

(問60) 高収益作物等とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

(答)

- 1 高収益作物等とは、従来作付していた作物と比較して労働集約的であるが、収益性の高い品目・栽培方法を指す。
- 2 具体的には施設園芸や薬用作物、有機栽培等を想定している。

(問61) 高収益プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。

(答)

- 1 高収益プランの目標については、いずれも、農家がプランに同意し、取組を開始した時点で達成されるものと考えている。
- 2 目標が達成されないケースとしては、
災害や事故等、やむを得ない事情でプラン通りの取組ができなかった
農家がプランへの同意を反故にし、意図的にプランとことなる作付けを行った
といったものが考えられるところ。
- 3 前者については、災害等があったことを証明していただくことで助成金の返還等を求めないこととする予定。
- 4 後者については、プランの実施体制が破綻しているものと見なせることから、補助金返還の対象となり得るものと考えている。なお、参加農家の一部が経営破綻した場合は、他の参加農家が引き続きプランに基づき営農を継続していただければ補助金返還には当たらないと考えている。

(問62) 弾丸暗渠の施工費を対象とする場合、単価はどのように設定すべきか。

(答)

作業労賃に対する助成にあっては、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価を設定いただきたい。

(問63) 中山間地域等の条件不利地域とは具体的にはどこを指すのか。

(答)

中山間地域及び地域振興8法(特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法及び小笠原諸島法)指定地域のほか中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第

4の1及び2に基づき、都道府県知事が設定する地域。
高収益品目への転換を行う圃場はこれに該当する必要がある。

(問64) 1プラン1品目にすべきか。

(答)

本対策の実施に当たっては、
産地転換の取組を戦略的に実施することが必要
地域一体となった集中的な取組となるよう努めること
としているところであり、高収益品目等導入支援事業の品目については、地域で限定し、
1プラン1品目で取り組んでいただくことが基本。
ただし、1プラン1品目が困難な場合については、事業の趣旨に反しない取組であることを説明できる範囲内で運用していただいて構わない。

(問65) 新規就農者は参加できるのか。

(答)

中山間地域等の条件不利地域の場合は、新規就農者が自ら地域の平均的作物よりも収益性が高いものを導入するというのであれば対象になる。

(問66) 不作付地に高収益品目を作付けする場合は助成対象となるのか。

(答)

不作付地に高収益品目を導入する場合は、地域の平均的な作物よりも収益性の高いものを導入するというのであれば対象になる。

(問67) 施工費を自己負担とすることで、やや高度な設備を導入することは可能か。
また、自力施工可能な設備を導入するが、所有予定の農家が高齢で身体上の問題で自作が不可能な場合は自己資金で業者に施工を依頼することは可能か。

(答)

鋼材やコンクリート等を使って専門の業者が組み立てを行わなければならないようなハウスについては対象外。

後段については、自力施工を前提とした資材であることを説明できる場合は助成対象とすることも可能。

(問68) 機械の規模決定は拡大分の面積だけで行うべきか。

(答)

機械の規模決定は、全栽培面積を対象としていただくことも可能。

ただし、機械の導入下限の考え方については地域のルールとの整合性に留意いただきたい。

(問69) 高収益プランの具体的取組欄に記載する目標・取組はどのような視点に立って何を記載するのか。

(答)

農業所得の向上、農家戸数の維持等。

また、本対策の実施に当たっては、

産地転換の取組を戦略的に実施することが必要

地域一体となった集中的な取組となるよう努めること

としているところであり、「販売量 トン」や「販売額 百万円」を高収益品目の目標とする方法もあると考える。

(問70) 定額助成の対象となる「資材」とリース導入の対象とする「設備」の区分はどこで行えばいいのか。

(答)

電源を必要とするものは設備(機械)であり、リースの対象とすることが基本。

(例) 資材: パイプ、フィルム

設備: いちごの高設栽培システム、灌水設備、電照設備、暖房機

(問71) 生産効率化プランに参加するに当たり、農業者が機械利用組合の構成員となり、担い手として共同利用機械を使用する場合は、高収益プランに参加できないのか。

(答)

非担い手ではなく担い手であるため、高収益プランには参加できない。

集出荷・加工処理体制合理化支援事業

(問72) 再編合理化プランについて、具体的にはどのような取組が対象となるのか。

(答)

複数の同種の施設について、機能を再編合理化する取組。

なお、具体的な事例は別紙3のとおり。

(問73) 再編合理化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。

(答)

- 1 本事業については、都道府県協議会が事業結果の報告、評価を行うこととしており、これを受けた地方農政局長等は、改善の必要がある場合は、都道府県協議会長に対し、指導・助言を行うこととしている。
- 2 再編合理化プランの目標が達成できなかった場合は、このプロセスにおいて、目標が達成できなかった原因等について、分析を行っていただき、自ら改善措置を講じていただくことが基本と考えている。
- 3 なお、目標の未達成のみをもって助成対象者からの助成金の返還は求める予定はない。

(問74) 施設内に配置する設備で設置の為に工事が必要なものは対象外か。設備のリース費用のみならば補助対象となるのか。

(答)

工事費（据付工事費及び運搬費を含む）は本事業の対象とはならないが、設備そのもののリース費用は事業の対象とすることが可能。

なお、本体価格と設置費用については、それぞれ区分することが基本だが、本体価格に設置の際の調整費用（動作確認やオペレーション機器の設定等）が含まれており、本体価格と分離不可能な場合にあっては、助成対象とすることが可能。

(問75) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。

(答)

専用機械であり、施設の運用に不可欠なもの（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフト）については、強い農業づくり交付金と同様助成対象とすることが可能。

(問76) 複数の乾燥調製施設を再編合理化するに当たり、色彩選別機を導入することは可能か。

(答)

乾燥調製機械の高度化であり、助成対象とすることは可能。

(問77) 再編合理化する場合、集約化する施設の機械リースは必須か。

(答)

集約化する施設の機械リースは必須ではない。

例えば、集約化する施設の機械はこれまでのものを使用することとし、集約元の機械の撤去費用を本事業で助成することも可能。

(問78) 同種の施設が対象ということであるが、果樹の集荷場と選果場は同一とみなせるのか。

(答)

集出荷貯蔵施設としての機能を有する施設であれば同一施設として再編合理化の対象となる。

例 A施設(集出荷施設+選別、調製及び包装施設)とB施設(集出荷施設)の再編合理化として、B施設の集出荷機能をA施設に集約し、A施設では機能強化に必要な設備をリース導入、B施設では用途変更に必要な設備をリース導入

(問79) 「機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること」とあるが、具体的には何に対して80%を超える計画であれば良いのか。

(答)

機能を集約する施設の再編後の利用率(再編後の取扱量を再編後の予定取扱量で除して算出)が80%を超える計画が必要。

【事務手続き等】

(問80) いわゆる出入作がある場合、どのように取扱うのか。

(答)

地域事業計画に同意し、当該事業計画に基づく生産活動等を行おうとする者は、原則、その者が住所を有する市町村の区域が属する都道府県協議会及び地域協議会の事業計画に基づき、取組計画兼助成金申請書を提出することで、助成を受けることができる。

(問81) 地域協議会が都道府県協議会に対して行う助成金の請求は、管轄内の取組参加者全員の請求書が集まらなければ行うことができないのか。また、取組参加者は、取組計画書に記載した全ての取組を終えなければ、請求を行うことができないのか。

(答)

地域協議会は、地域事業計画に定めた取組の内容等を勘案し、助成金の迅速な交付を行うことができるよう、複数回に分けて都道府県協議会に請求を行うことができる。

また、取組参加者は、取組計画書に記載した取組のうち、一部の取組のみを請求することもできる。

(問82) 協議会の口座で発生した利息(果実)の取扱はどうするのか。

(答)

基本的に、事業実施期間を鑑み、利子が発生しない口座において、基金を管理していただきたいが、仮に基金の口座から果実が生じた場合には、果実は基金に繰り入れて活用いただきたい。

(問83) 消費税は助成対象となるか。

(答)

控除対象額を除いた額は対象となる。

(問84) 国の他の補助事業に取組んだ又は現在取組んでいる地域や生産者が、本事業を実施する際の留意点いかな。

(答)

他の国の補助事業で補助対象とした取組及び補助対象としている取組に対して、二重に補助することはできない(例:他の補助事業で平成25年度に支援を受けてリース導入した機械に対する助成等)。そのため、取組の設定に当たっては、各補助事業の目的、補助対象を明確にしておくよう留意する。

(問85) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は対象となるか。

(答)

本事業開始前に契約を行ったリース契約は対象とならない。

(問86) 事業申請の前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。

(答)

取組計画書兼助成金申請書の作成に当たっては、機械の利用面積等により能力・台数を決め仕様書に定めて、複数より求めた概算事業費のために見積書より最低価格であったメーカーや型番に決定しておく必要がある。

取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた後、当該見積もりで選定したメーカー・型番を基に契約を行うことになる。

(問87) 県協議会、地域協議会の事務費は補助対象となるのか。

(答)

助成金の振込や助成要件の確認等に要する協議会の事務経費については、造成した基金の中から支出していただくこととしている。

(問88) 都道府県協議会の事務費の執行は、いつから可能となるのか。

(答)

都道府県協議会の事務費は、交付決定後、執行可能となる。なお、都道府県域全体で行う取組及び都道府県協議会が自ら行う取組については、都道府県事業計画の承認後となることに留意いただきたい。

(問89) 協議会を構成する団体に属する職員の超過勤務分とは、正職員も含まれるのか。

(答)

含まれる。

なお、対象とする際は、正規の業務と区分し、その必要性を説明できること。

(問90) 助成要件の確認をどのように行うのか。

(答)

1 助成要件については、都道府県もしくは地域で設定することとしているところであり、その確認方法についても地域で設定していただくことが適切と考えている。

2 例えば、機械やリース、資材の購入等に対する助成については、領収書やリース契約書の写し等を提出いただくことで確認することとする等、必要かつ最小限の方法で確認いただきたいと考えている。

(問91) 想定している助成金返還の例はどのようなものか。

(答)

以下の事例のように事業趣旨に反することが明確な場合に返還を求める考え。

機械等のリースなど事業実施に当たって、事業を十分に周知せず、恣意的に取組者を選定していた。

機械等のリースに当たって、見積もり合わせをせず、恣意的に1者と契約し、見返りにバックマージンを得ていた。

取組者がリースした機械等を処分制限期間内に常時目的外使用していた。

取組者が機械や資材等事業で取得したものの全部もしくは一部を転売し利益を得ていた。

取組参加者がプランで合意した事項と反する行為を意図的に行う等、プランの実施体制が実質的に破綻してしまった。

(問92) 「取組報告書兼助成金請求書」の提出期限はいつか。

(答)

都道府県協議会及び地域協議会毎に定められる。

(問93) 本事業の事務費において、視察・研修旅費、県外での説明会の旅費は対象となるか。

(答)

国の事業説明会の出席に係る旅費は事務費として執行可能。

先進地視察や技術検討会などは協議会が自ら行う取組に位置付けることで執行可能。

(問94) 26年産米からの作業集約に向け農業生産法人の設立を検討しているが、事業の募集時点で法人が設立されていない場合でも、生産効率化プランは認められるのか。

(答)

26年産米から新たに機械作業の集約が行われることとなるため、助成対象とすることが可能。

(別紙1)

攻めの農業実践緊急対策事業の「事業実施状況報告」及び「事業評価報告」のイメージ

【前提】

事業実施年度：26～27年度

目標年度：28年度

	提出元及び提出先	事業実施状況報告	事業評価報告	根拠
都道府県事業計画	都道府県協議会 地方農政局	27年度 (26年度実施分) 28年度 (26～27年度実施分)	27年度 (26年度実施分) 28年度 (26～27年度実施分) 29年度 (26～27年度実施分)	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領(25生産第2970号平成26年2月6日農林水産省生産局長通知)第5の1及び2 ・事業実施状況の報告 ・事業の評価
・地域事業計画 ・集出荷・加工処理合理化プラン	地域協議会又は再編事業者 都道府県協議会	同上		同要領別紙2 業務方法書第18条 ・事業実施状況の報告
			(発現状況報告) 27年度 (26年度実施分) 28年度 (26～27年度実施分) 29年度 (26～27年度実施分)	同要領別紙2 業務方法書第19条 ・事業の評価 都道府県協議会長は、事業評価報告書の作成に当たって、本事業に係る助成金の交付を受けた取組参加者及び共同利用申請者、地域協議会並びに再編事業者に対して、実施した取組による発現状況の報告(注)を求めることができる。
・生産効率化プラン ・高収益プラン	取組参加者及び共同申請者 地域協議会		(発現状況報告) 同上	

(注) 報告様式は、県事業計画及び各プランの内容に応じ、各県で設定。

(別紙2)

具 体 例	判定
農業者 A ~ E の機械作業について、A に集約し、A の機械装備を高度化。	
農業者 A ~ E について、機械作業の一部を A に集約し、当該作業に必要な A の機械装備を高度化。	
農業者 A ~ E について、新たに共同利用機械を導入し、共同で使用。	
機械利用組合 A について、既存の農業機械を更新。	×
集落営農組織 A が新たに機械作業を集約。既存面積及び集約した面積に対応するため機械を導入。	
集落営農組織 A (機械作業を一元化済み) に関し、所有する農業機械を合理化。(新たな機械作業の集約はなし)	×
既存のオペレーター A が受託農家を増加。既存面積及び増加した受託面積に対応するため機械を導入	
既存のオペレーター A の農業機械を更新。(新たな機械作業の契約はなし)	×
A 農協が機械利用組合を設立し、代表者及び構成員として機械作業を集約化するため機械を導入	

5 戸以上の農家が取組に参加することが要件

(別紙3)

具 体 例	判定
A農協のライスセンターBとカントリーエレベーターCについてBの機能をCに集約し、Cの機能を高度化。Bについては他の農業専用施設に用途変更。	
A農協のライスセンターBとカントリーエレベーターCについて、2つの機能を集約したCEを新設。	× 注
A農協のライスセンターBを廃止する一方、選果場Cを機能高度化。	×
A農協のライスセンターBとカントリーエレベーターCについてBの機能をCに集約し、Bを廃止。	
A農協のライスセンターBについて、規模を縮小。	×
A社の加工施設Bについて、規模を縮小。	×
A社の九州にある加工施設Bと関東にある加工施設Cについて、Bの機能をCに集約し、Cの機能を高度化。	×
同一県内にあるA社の加工施設B(国産農作物の加工施設)と加工施設C(輸入農作物の加工施設)について、Bに機能を集約。	×
集出荷・貯蔵施設としての機能を有する集荷場Aと選果場Bについて集荷場Aに機能集約。	
施設A(品目a)と施設B(品目b)について、施設Aに集約し、品目a及びbを一体的に処理	

注) 強い農業づくり交付金で対応可能

(別紙4)

コスト低減目標の設定等の手順について (事例)

【STEP1】 現行の生産費の設定

〔担い手〕

- ・ 物財費は確定申告のデータや記帳データを活用して下さい。不明であれば、生産費統計の経営規模別データ等を代用しても構いません。
- ・ 労働費については、作業日誌を活用して下さい。なければ生産費統計の経営規模別データや所有機械のスペックと経営規模から推計した労働時間に単価を乗じたもの等で代用しても構いません。
- ・ WCS等、生産費統計がない作物については、類似する作物の生産費統計等から類推する、現行生産費は設定せず、目標生産費のみ定めるといった方法で対応して下さい。

例：WCS

米の生産費で代用。(可能であれば主食用米と異なる部分について推計値を代入して代用していただいてもかまいません。)

また、地域で目標とする経営モデルが示されており、目標となる生産費が定められている場合等については、これを目標値とし、現行生産費を定めない形でもかまいません。

〔非担い手〕

- ・ 統計データの経営規模別データ等を用いて設定して下さい。

〔現行の生産費〕

- ・ 担い手の生産費と非担い手の生産費の平均を現行のデータとします。
- ・ プラン参加者全員の平均をとる必要があるので、生産費を推計した際のデータ項目は担い手と非担い手で揃えるようにして下さい。

○ 面積ベース

(担い手の生産費 × 担い手の作付面積) [全員分]

+ (非担い手の生産費 × 非担い手の作付面積) [全員分]

(担い手の作付面積) [全員分] + (非担い手の作付面積) [全員分]

又は

○ 収穫量ベース

(担い手の生産費 × 担い手の生産量) [全員分]

+ (非担い手の生産費 × 非担い手の生産量) [全員分]

(担い手の生産量) [全員分] + (非担い手の生産量) [全員分]

【STEP2】目標の設定

- ・ 地域の平均的な生産コストから1割以上削減する目標を設定して下さい。地域の平均的な生産コストについては、生産費統計の都道府県別の生産費（都道府県別がなければブロック別や全国平均を用いてもかまいません）や普及センターや試験場等が示している生産費等を用いてください。

また、現状値が既に1割以上低くなっている場合は、目標とする生産費を担い手の現行の生産費に設定する等、現行の担い手と非担い手の平均生産費より低くなるように目標設定してください。

なお、公的データのない作物については、STEP1で示したような考え方で設定していただいてもかまいません。

【STEP3】目標の達成状況の確認

- ・ 評価年度に活用するため、目標設定に用いた生産費算定要素（物財費や労働時間等）について、記帳等により、記録・保存しておいてください。
- ・ 建物費等、把握することが困難な項目については、生産費調査等のデータで代用してかまいません。
- ・ また、確定申告等で用いたデータで代用できる場合はそのようにしても問題ありません。